



島 根 県 報

平成20年 2 月29日 (金)

号外 第 9 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査公表

平成19年度財政的援助団体等監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年 2 月29日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

第1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の主旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び^{注1}公の施設の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている所管課及び団体を監査し、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規程及び説明等については別表1のとおりである。

注1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等(交付金、負担金及び利子補給金を含む。)を交付しているか、貸付又は損失補償をしている団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体

エ 県が公の施設の管理を行わせている団体

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った対象団体の調査の結果は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出 資	債務保証	公の施設 の 管 理
		補助金等	貸 付 金	損失補償			
財団法人	25	10	2	3	21		8
社団法人	12	8	1	1	3		2
学校法人	2	2					
社会福祉法人	21	21					
農林水産組合	6	1	5				
商工会議所 商工会等	57	57					
株式会社	9		3		3		6
その他	20	15	1	1	4	1	4
合 計	152	114	12	5	31	1	20

1つの団体に対し補助金、貸付金、出資等を重複して援助する場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の26団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所 管 課	財政的援助等の形態
1	(学法)同志舎	総務課	補助金
2	(財)島根県私学退職金財団	総務課	補助金
3	(社)島根県旅客自動車協会	交通対策課	補助金
4	(社福)しらゆり会	地域福祉課	補助金
5	(社福)山陰家庭学園	地域福祉課	補助金
6	(社福)おおつか福祉会	地域福祉課	補助金
7	(社福)ほのぼの会	地域福祉課	補助金
8	島根県歯科技術専門学校	医療対策課	補助金
9	(社)島根県野菜価格安定基金協会	農畜産振興課	補助金
10	(社)島根県水産振興協会	水産課	交付金
11	浜田港振興会	しまねブランド推進課	負担金
12	島根県中小企業団体中央会	経営支援課	補助金
13	出雲商工会議所	経営支援課	補助金
14	(財)島根ふれあい環境財団 ²¹	環境生活総務課	出資・補助金
15	(社)島根県林業公社	林業課	出資・補助金・貸付金・損失補償
16	島根県信用保証協会	経営支援課	出資・補助金・損失補償
17	島根県土地開発公社	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 企業立地課	出資 貸付金 貸付金 補助金・債務保証
18	(財)島根県暴力追放県民センター	組織犯罪対策課	出資
19	(財)しまね海洋館	地域政策課	出資・指定管理
20	(財)しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
21	(財)島根県文化振興財団	文化国際課 文化財課	出資・指定管理
22	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	自然環境課	出資・指定管理
23	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資・補助金・指定管理
24	(NPO)国際交流フラワー ²¹	農畜産振興課	指定管理
25	(財)ホシザキグリーン財団	水産課	指定管理
26	(財)島根県体育協会	保健体育課	指定管理

なお、監査を実施した^{注2}指定管理施設は次のとおりである。

集客施設

施 設 名	指 定 管 理 者	指定管理期間
しまね海洋館(アクアス)	(財)しまね海洋館	H17~21
芸術文化センター(グラントワ)	(財)島根県文化振興財団	H17~21
三瓶自然館及び附属施設(サヒメル)	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	H17~21
宍道湖自然館(ゴビウス)	(財)ホシザキグリーン財団	H17~21
花ふれあい公園(しまね花の郷)	(NPO)国際交流フラワー ²¹	H16~18 H19~23

貸出施設

施設名	指定管理者	指定管理期間
男女共同参画センター（あすてらす）	（財）しまね女性センター	H17～19
県民会館	（財）島根県文化振興財団	H17～21

その他の施設

施設名	指定管理者	指定管理期間
県立体育施設	（財）島根県体育協会	H17～21
八雲立つ風土記の丘	（財）島根県文化振興財団	H17～21
県営住宅（東部）	島根県住宅供給公社	H18～20
県営住宅（西部）	島根県住宅供給公社	H18～20

注2）指定管理施設とは^{※3}指定管理者制度が導入された公の施設をいう。

注3）指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上や経費の縮減等、公の施設の管理の効率かつ効果的な管理を実現するため、平成15年の地方自治法の改正により、従来の自治体が出資する法人（公社、財団）等へ管理を委託する「管理委託制度」に代わり創設され、民間事業者等を含む「指定管理者」に管理運営を行わせる制度で、本県では平成16年度から導入した。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲及び実施年月日

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成18年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、出資している団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を行っている団体にあつては、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 実施年月日

監査は、「別表2 監査実施年月日」のとおり実施した。

第2 監査の結果

県においては、地方交付税の大幅な削減や地方債を財源とした積極的な生活・社会基盤整備に伴う公債費の増大により構造的な財源不足の状況に陥っている。

平成16年10月に策定された「中期財政改革基本方針」では、中長期的な構造的収支不足額を450億円と見込み、このうち300億円程度を解消することを目標として改革を進め、その結果、平成18年度までで309億円の収支改善を達成されたところである。

しかしながら、県財政は今後も200億円台後半の収支不足が見込まれ、このまま放置すると3年後には基金が枯渇する危機的な状況にあることから、平成19年10月に「財政健全化基本方針」を決定された。この基本方針では、概ね10年後において収支均衡の状態にすることを目標として、平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間として200億円程度の収支不足の解消を目指して抜本的な改革を集中して実行することとされている。

この改革の一環として、県が出資等を行っている外郭団体については民営化を含めた団体のあり方について見直しを進めるとともに、県の財政的・人的関与の縮減に取り組むこととされている。また、公の施設については、社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、公共性、広域性、代替性、有用性、緊要性などの観点から、廃止・譲渡を含めた抜本的な見直しを行うこととされている。

こうした状況の中で本年度の監査にあたっては、県が補助金等の財政援助を行っている団体については、補助金が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、県と団体との指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの観点から監査を行ったところである。

監査結果は、 監査結果（総括）及び 監査結果（個別）に掲げるとおりである。

なお、学校法人同志舎については、検察により業務運営に関わる不正が摘発されその処理が終結を見ていないので、その取扱いを保留とした。

本報告書に掲げた指摘事項及び運営の合理化に資する意見については、該当する所管課及び団体に対し文書により通知するとともに、県報掲載により公表する。

I 監査結果（総括）

指摘事項及び運営の合理化に資する意見は、次のとおりである。

1 指摘事項

指摘事項は次の 1 件であった。

- ・ 規程等に反した事務処理がなされていたもの

公の施設の指定管理業務の料金収納事務において、協定の取り決め反して、書き損じの領収書の本書が残されていないものや、領収書の控えに金額が未記入のものがあつた。 (島根県住宅供給公社)

2 運営の合理化に資する意見

運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見は、次のとおりである。

(1) 出資団体に関するもの

1) 団体

- ・ 新公益法人制度への対応について

現行の社団法人及び財団法人は、平成18年6月2日に公布された^{注4}新しい公益法人制度に関する法律の施行後5年以内に、国や県から一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するのか、公益性の認定を得て公益社団法人・公益財団法人を目指すのか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

今回監査した出資団体10のうちで関係する1つの社団法人と5つの財団法人について、新公益法人制度への対応についての準備状況を聴取したところ、全ての団体で新制度について高い関心を持っており、また、新制度で必要な新公益法人会計基準についても既に導入され同基準に基づく会計及び決算処理が行われていた。

新公益法人制度の施行は平成20年12月1日の予定とされているが、公益性の認定の取扱いなどについては、国の公益認定等委員会平成19年9月から検討が進められている。

については、今後とも情報収集に努めながら新公益法人制度への対応について準備を進められたい。

注4) 平成18年6月2日に交付された新しい公益法人制度に関する法律

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2) 所管課

- ・ 新公益法人制度への対応について

所管課は、団体が新公益法人制度へ円滑に移行できるよう、制度の運用等に係る情報収集に努め適切に指導されたい。

(2) 公の施設の指定管理者に関するもの

今回監査した8団体(11施設)の指定管理施設はすべて公募により選定され、9施設は応募が1団体、残りの2

施設は各施設とも 2 団体の応募であった。

このうち、平成17年度に管理委託から指定管理に移行した 7 施設の平成18年度の利用状況を平成16年度と比較すると、集客施設（3 施設）の入館者数は 2 施設で増加し、1 施設では減少した。貸出施設（2 施設）では、1 施設では利用率が増加し、他の 1 施設ではほぼ横ばいであった。その他施設（2 施設）については 1 施設で利用者数が増加したが、リニューアルによる閉館期間のあった他の 1 施設では入館者数は減少した。

利用者の意見・要望を把握するためのアンケート調査等は、全ての施設において実施され、その結果は施設設備の整備、新規イベントの開催等に活かされていた。

また、指定管理料は平成17年度の指定管理者制度導入により、7 施設のうち 6 施設で従来の管理委託料に比較して減額となっている。

指定管理者制度が導入され、利用者の増加や管理経費の縮減等の成果が見られているが、サービスの向上や施設の安全管理の徹底などにも引き続き取り組んでいく必要がある。

1) 団体

・ 指定管理施設の危機管理について

近年、全国の集客施設等において、人身事故や施設・設備の損壊等が相次いで発生している。1 つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300もの異常があるとされている。

不特定多数が利用する指定管理施設においては、災害や事故の際の利用者の安全を確保することが最も重要であり、事故の未然防止等を目的とした日常の安全管理対策や緊急時での対策をさらに充実させていく必要がある。

については、各施設で想定されるリスクを改めて抽出・分析して、日常の安全点検や緊急時での具体的な対応などを盛り込んだ危機管理マニュアルを策定するとともに、施設・設備の安全点検や定期的な訓練の実施などにより、マニュアルを一層改善・充実させ利用者の安全確保に万全を期されたい。

2) 所管課

ア 施設管理業務の評価について

指定管理施設の適切な管理運営を図るためには、指定管理の業務についてその実績を評価して問題点や課題を明らかにし、以後の改善に活かすことが大切である。

しかしながら、指定管理に係る業務について、評価項目や評価基準などを設けて評価する仕組みが設けられていないことから、利用者の視点に立った総合的な評価は行われていなかった。また、団体から提出された事業報告書の取扱いについて、協定書に基づく承認の手続がなされていないものなどがあった。

については、団体の指定管理業務実績を客観的に評価する具体的な評価項目や評価基準などを設けて適正に評価し以後の改善に活かすとともに、業務の透明性確保の観点から、その結果を施設の利用者である県民に公表されたい。

イ 指定管理施設の危機管理について

指定管理施設における危機管理の必要性は前述のとおりであるが、協定書の仕様書には危機管理について明確にされていなかった。

については、利用者の安全を確保するため、災害や事故に迅速に対応できる危機管理マニュアルを団体が確実に策定するよう協定書に盛り込まれたい。

監査を実施した指定管理施設の状況

集客施設

施設名	応募者数	指定管理者	制度導入による縮減額 (対H16比) (千円)	入館者数 (人)	
しまね海洋館(アクアス)	1	(財)しまね海洋館	36,662	H16	387,085

				H17	383,152
				H18	430,210
芸術文化センター（グラントワ）	1	（財）島根県文化振興財団	-	H17	306,028
				H18	446,530
三瓶自然館及び附属施設（サヒメル）	1	（財）三瓶フィールドミュージアム財団	67,365	H16	231,346
				H17	213,472
				H18	196,657
宍道湖自然館（ゴビウス）	1	（財）ホシザキグリーン財団	1,612	H16	119,437
				H17	110,497
				H18	129,177
花ふれあい公園（しまね花の郷）	1	（NPO）国際交流フラワー21	-	H16	111,104
				H17	73,169
				H18	59,378

貸出施設

施設名	応募者数	指定管理者	制度導入による縮減額 （対H16比） （千円）	施設利用率	
男女共同参画センター（あすてらす）	1	（財）しまね女性センター	16,674	H16	35%
				H17	34%
				H18	38%
県民会館	1	（財）島根県文化振興財団	39,214	H16	38%
				H17	40%
				H18	38%

その他の施設

施設名	応募者数	指定管理者	制度導入による縮減額 （対H16比） （千円）	入館者数 （人）	
県立体育施設	1	（財）島根県体育協会	24,015	H16	246,178
				H17	249,308
				H18	252,293
八雲立つ風土記の丘	2	（財）島根県文化振興財団	8,584	H16	11,390
				H17	12,922
				H18	8,271
県営住宅（東部）	2	島根県住宅供給公社	-	（入居）	
				H16	95%
県営住宅（西部）	1	島根県住宅供給公社	-	H17	96%
				H18	96%

制度導入による経費の縮減額合計（対H16比）	190,902
------------------------	---------

II 監査結果（個別）

2	団 体 名	(財)島根県私学退職金財団	所 管 課	(総務部)総務課
---	-------	---------------	-------	----------

1 団体の設立

- (1) 時期 昭和41年11月28日（経過年数：41年）
- (2) 目的

島根県内にある私立の中学校、高等学校、幼稚園、専修学校及び各種学校に勤務する教職員の福祉の向上を図り、もって私立学校の教育振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県私学退職金財団補助金

イ 内容

財団が、財団に加盟する学校法人に対し給付する退職手当資金の造成に要する資金の一部を助成する。

ウ 補助金額 63,861千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

3	団 体 名	(社)島根県旅客自動車協会	所 管 課	交通対策課
---	-------	---------------	-------	-------

1 団体の設立

- (1) 時期 昭和51年7月17日（経過年数：31年）
- (2) 目的

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業並びに特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対するサービスの改善を促進することによってこれらの事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率引き上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するために関係団体に交付し、もって地域社会の利便の増進に寄与する。

ウ 補助金額 11,322千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

4	団 体 名	(社福)しらゆり会	所 管 課	地域福祉課
---	-------	-----------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和46年 2月 9日 (経過年数: 36年)

(2) 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立して日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

ア 第一種社会福祉事業 (救護施設、知的障害者授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者療護施設、軽費老人ホーム・ケアハウス、特別養護老人ホーム、知的障害者通所授産施設等の設置運営)

イ 第二種社会福祉事業 (保育所の設置運営、老人短期入所事業、老人デイサービス事業、老人居宅介護等事業、障害者福祉サービス事業)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 補助金額 14,581千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

5	団 体 名	(社福)山陰家庭学院	所 管 課	地域福祉課
---	-------	------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和37年11月28日 (経過年数: 103年)

(2) 目的

利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するため次の社会福祉事業を行う。

ア 第一種社会福祉事業 (養護老人ホーム、知的障害児施設、知的障害者更生施設、特別養護老人ホーム、知的障害者通所授産施設等の設置経営)

イ 第二種社会福祉事業 (老人デイサービス事業・老人短期入所事業・老人介護支援センター・老人居宅介護等事業、障害者福祉サービス事業等の実施及び地域活動支援センターの受託運営)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 補助金額 20,867千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団 体 名	(社福)おおつか福祉会	所 管 課	地域福祉課
---	-------	-------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和52年10月 6 日(経過年数:30年)

(2) 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 補助金額 12,701千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団 体 名	(社福)ほのぼの会	所 管 課	地域福祉課
---	-------	-----------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 5 年10月14日(経過年数:14年)

(2) 目的

利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

ア 第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム）

イ 第二種社会福祉事業（老人デイサービス事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、老人短期入所事業）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 補助金額 14,804千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	島根県歯科技術専門学校	所管課	医療対策課
---	-----	-------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和52年12月23日（経過年数：30年）

(2) 目的

歯科衛生士及び歯科技工士になろうとする者に必要な知識を授けその特性を涵養する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県歯科技術専門学校運営補助金

イ 内容

島根県歯科技術専門学校における教育内容の充実と向上を図り、医療機関における歯科技術者の不足の解消を図る。

ウ 補助金額 27,940千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	(社)島根県野菜価格安定基金協会	所管課	農畜産振興課
---	-----	------------------	-----	--------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和46年 7月13日（経過年数：36年）

(2) 目的

野菜価格安定基金を造成し、野菜の価格に著しい低落があったときその損失を補償することにより、野菜産地の強化、農家の生産意欲の向上、経営安定及び消費者への野菜の安定した供給を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 野菜経営安定支援事業補助金

イ 内容

野菜産地の育成・強化並びに消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格安定事業に要する経費に対して補助金を交付する。

ウ 補助金額 16,100千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

10	団体名	(社)島根県水産振興協会	所管課	水産課
----	-----	--------------	-----	-----

1 団体の設立

(1) 時期 平成 4 年10月 6 日 (経過年数 : 15年)

(2) 目的

栽培漁業の推進等を通じて漁業生産の増大並びに漁業者の福祉の向上を図り、もって島根県における水産業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 交付金名 県単強い水産業づくり交付金

イ 内容

水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を実現するため、地域の抱える課題や実情を踏まえ、その地域が自主性を活かして取り組む水産施設の展開を支援するものとする。

ウ 交付金額 15,300千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

11	団体名	浜田港振興会	所管課	しまねブランド推進課
----	-----	--------	-----	------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 6 年 2 月22日 (経過年数 : 13年)

(2) 目的

浜田港の振興を図るため、必要な情報収集活動、ポートセールス活動、広報宣伝活動、港湾諸施設の整備を促進し、もって島根県及び地域の発展に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 負担金名 浜田港振興会負担金

イ 内容

国際定期コンテナ航路の維持及び利用促進を図るため、浜田港振興会が実施する国内外の企業や船会社訪問等ポートセールス、各種プロジェクト事業等に係る経費を負担する。

ウ 負担金額 42,288千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

定期コンテナ航路の維持について

平成13年 3 月の定期航路開設以来、団体を中心にした積極的なポートセールスの展開により、取扱貨物量は年々増加してきている。

今後とも、県、市、関係機関、民間団体との連携を一層密にして、定期航路の維持・安定のため、取扱い貨物量の目標達成（1 寄港あたりコンテナ50本（20フィートコンテナ換算））に努められたい。

12	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	経営支援課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和31年 2 月13日（経過年数：52年）

(2) 目的

中小企業協同組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業者の振興を図るため必要な事業を行い、もって自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

イ 内容

中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について県が補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進する。

ウ 補助金額 119,801千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

中小企業の多様な連携組織への支援について

団体では今後の指導方針の方向性として、これまでの組合を中心とした組織化指導から、組合はもとより「緩やかな連携から会社組織まで」を視野に入れた中小企業の多様な連携組織に対する支援を強化することとしている。

また、支援の内容についても、従来の組合の設立・運営を中心としたものから、中小企業連携組織支援専門機関としての専門性を発揮しつつ、経営革新や創業・新事業展開など多様化した新たな取組に対する支援を積極的に行うこととしている。

団体が今後こうした取組への支援を効果・効率的に進めて行くためには、地域で中小企業等への支援に取り組んでいる商工会議所・商工会等と緊密な連携を図りながら推進していくことが重要である。

については、他の商工指導団体等と一層緊密な連携を図りながら、中小企業の多様な連携組織の支援に取り組まれない。

13	団 体 名	出雲商工会議所	所 管 課	経営支援課
----	-------	---------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和21年10月 1 日 (経過年数 : 61年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

・ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

・ 補助金額 44,619千円

イ 補助金名 島根県小規模経営資源強化対策費補助金

・ 内容

創業予定者や小規模事業者等の経営上の様々な課題の解決に対処するために県内に設置する「地域中小企業支援センター」の事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 14,000千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

14	団 体 名	(財)島根ふれあい環境財団21	所 管 課	環境生活総務課
----	-------	-----------------	-------	---------

1 団体の設立

(1) 時期 平成13年 3 月19日 (経過年数：6 年)

(2) 目的

県民の様々な社会生活活動を総合的・横断的に支援するとともに、県民総参加の自主的・積極的な環境保全活動を推進することにより、真の豊かさと、温かなふれあいのある地域社会の形成に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円 (県出資比率：100%)

(2) 補助金

ア 補助金名 島根ふれあい環境事業補助金

イ 内容

社会貢献活動や環境保全活動の円滑な推進を図るため、その事業費等を補助する。

ウ 補助金額 82,986千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

事業の円滑な移行について

団体の設立から6年を経過し、今年度末には、団体の整理、他団体への統合が計画されている。

については、これまでの事業の成果を分析するとともに、市民活動支援における県と市町村の役割を踏まえ、今後の活動の重点化や方向性を見定めつつ、円滑な移行を図られたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

事業の円滑な移行について

団体の設立から6年を経過し、今年度末には、団体の整理、他団体への統合が計画されている。

については、これまで団体において実施されてきた県民の社会貢献活動や環境保全活動の推進に対する各種の支援事業を総括するとともに、様々な活動支援のノウハウ等を新たな団体に適切に引き継がれたい。

15	団 体 名	(社)島根県林業公社	所 管 課	林業課
----	-------	------------	-------	-----

1 団体の設立

(1) 時期 昭和40年 6 月16日 (経過年数：42年)

(2) 目的

造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進に関する事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、基本財産を出資し、また、財政基盤の強化のために増資する。

イ 出資金額 225,000千円 (県出資比率 : 50%)

(2) 補助金

ア 補助金名 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

・ 内容

松くい虫被害等により不成績林化した造林地の債務を処理するための経費を補助する。

・ 補助金額 23,228千円

イ 補助金名 島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金

・ 内容

長伐期施業転換に伴う分収造林契約変更に必要な事務経費を補助する。

・ 補助金額 10,722千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 島根県林業公社事業資金

・ 内容

林業公社に事業資金の貸し付けを行うことにより、森林資源の造成と水源の涵養等公益的機能の維持増進を図り、あわせて林業の活性化及び地域経済の振興を図る。

・ 貸付金額

貸付金額	平成18年度	810,577千円
貸付残高	平成18年度末	26,481,458千円

イ 貸付金名 林業就業促進資金

・ 内容

新たに林業に就業しようとする者に対して、その就業に必要な資金を貸し付け就業の円滑化を図る。

・ 貸付金額

貸付金額	平成18年度	15,000千円
貸付残高	平成18年度末	135,459千円

(4) 損失補償

ア 内容

公社が分収造林対策事業を実施するための金融機関からの借り入れ資金に対し損失補償をする。

イ 損失補償額 34,534,923千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

新たな経営計画の策定と国に対する抜本的財政支援策の働きかけについて

分収造林事業は、国において分収林特別措置法が制定されてから県の損失補償による借入金を団体の財源として進められ、更に管理に要する経費も同じように借入金を財源としているために、団体の債務は増大し続けている。

また、平成14年度に団体が行った収支予測によると、将来の伐採時に見込まれる木材販売の収入だけでは県や農林漁業金融公庫等からの多額の借入金を償還することが困難とされ、更に、県の貸付残高も別表のとおり

増え続ける状況にある。

このため、団体の収支不足が将来生じた場合においては、県はこれを負担せざるを得ないという深刻な事態が想定される。

については、県は、現在取り組まれている経営改善策や事業を精査され、団体が策定を予定している次期経営計画が、着実に経営の改善を図るものとなるようその策定を支援されたい。

また、森林は水源涵養や地球温暖化防止に役立つなど多様な価値をもつ貴重な財産でもあることから、他の公共団体と一体となって国に対し、分収造林事業への抜本的財政支援策を講ずるよう働きかけられたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体の経営について

分収造林事業については、県の損失補償による借入金に大半を依存して進められ、更に管理経費の増高などにより団体の債務は増大し続けている。また、木材価格の低迷などで厳しい経営環境が続いており、団体においては分収造林の長伐期化、高金利借入金の借換え等がなされている。

しかし、現在の経営計画では将来の伐採時に見込まれる木材販売の収入だけでは県や農林漁業金融公庫等からの多額の借入金（平成18年度末借入元金の状況は、別表のとおり）を償還することが困難とされている。

については、平成20年度に策定することとされている次期経営計画の策定にあたっては、抜本的なコスト縮減を図るものとし、現在の経営計画の徹底した分析・評価を行うとともに、適正な資産評価のもとに的確な収支予測を行い、着実な経営改善につながるものとされたい。

また、団体の日々の運営においても、例えば事務費をはじめとするコストの縮減に努めるなど、経営感覚をもって効率化を進められたい。

なお、団体は公益法人としての社会的責任を有し、また、県から大きな財政支援を受けていることから、県民に対し団体の経営内容や事業活動について、十分な情報開示を行われたい。

借入金（元金）残高の推移

単位：百万円

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
農林漁業金融公庫	24,503	24,711	24,760	24,595	24,144	23,221
島根県	21,692	23,013	24,011	24,851	25,691	26,481
山陰合同銀行	0	0	0	0	0	710
市町村	13	18	21	23	25	28
残高合計額	46,208	47,742	48,792	49,469	49,860	50,440

16	団体名	島根県信用保証協会	所管課	経営支援課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和24年10月15日（経過年数：58年）

(2) 目的

中小企業等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

中小企業者に対し安定的に信用供与を行うため財務基盤を強化する。

イ 出捐金額 4,612,523千円(県出資比率:27.1%)

(2) 補助金

ア 補助金名 島根県信用保証協会保証料補給金

イ 内容

平成14年度から信用保険料率が引き上げられ、保険料の増額分を中小企業者に負担させることが経済環境下では困難であるため、保証料補給を団体に行うことにより、中小企業者の保証料負担の軽減を図る。

ウ 補助金額 60,000千円

(3) 損失補償

ア 内容

県制度融資について、貸付先企業が償還ができなくなった場合に信用保証協会が貸付先企業に代わって代位弁済した金額から中小企業金融公庫からの保険給付額及び回収額を控除した額の50~100%を県が信用保証協会に対して損失補償することにより、中小企業者の円滑な資金調達を行う。

イ 損失補償額 72,959,000千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

保証料の弾力化への対応について

団体の^{注5}保証料は従来、融資する中小企業者間で一定だったものが、^{注6}責任共有制度の導入を前提に、平成19年4月1日から中小企業者の経営状況に応じ、弾力化した保証料体系が適用されたところである。

この弾力化した保証料は、融資を希望する中小企業者の決算書などの3年分程度のデータをシステムに入力の上、経済産業省令等で定める保険事故の発生率に応じて保証料を団体が決定するものである。

この保証料の中から、団体が中小企業金融公庫に対し保証料に応じた保険料を納めることとなるが、会計検査院ではこの保険料を間違っただけで決定される事例について全国的に指摘されたところである。

保証料の決定については、中小企業者間でこれまで一定であった保証料が保険事故の発生率によって異なり、また、新しい制度が導入されて間もないことから、チェック体制などに十分留意して対応されたい。

注5)保証料: 島根県信用保証協会が行う保証には、県制度融資にかかる保証とその他の融資にかかる保証がある。

県制度融資保証料率:年0.40~1.70%、

協会基本保証料率:年0.50~2.20%

注6)責任共有制度:平成19年10月1日から信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることを目的に導入されたもので、これまで中小企業者の借入金額に対し信用保証協会が100%保証していたが、制度導入後は原則として金融機関が20%のリスク負担をする。

17	団 体 名	島根県土地開発公社	所 管 課	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 企業立地課
----	-------	-----------	-------	--------------------------------------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和48年 4月 1日 (経過年数: 35年)

(2) 目的

公共用地、公有地の取得、管理、処分等を行う事により、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 30,000千円 (県出資比率: 100%)

(2) 補助金

ア 補助金名 益田拠点工業団地造成事業費補助金

イ 内容

益田拠点工業団地の分譲促進を目的として、事業主体である島根県土地開発公社が分譲価格 (14,980円 / m²) を維持するためにかかる経費 (金融機関からの借入金及びその利息や維持管理経費) に補助金を交付する。

ウ 補助金額 87,501千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 島根県土木部単独用地先行取得資金

・ 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成18年度	8,500,000千円
貸付残高	平成18年度末	0千円

イ 貸付金名 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金

・ 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成18年度	667,554千円
貸付残高	平成18年度末	0千円

(4) 債務保証

ア 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業及び益田拠点工業団地整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

イ 保証限度額 10,100,847千円

(平成19年 3月30日契約、契約の終期平成24年 3月31日)

内訳: ソフトビジネスパーク島根 5,280,448千円

益田拠点工業団地 4,820,399千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進について

益田拠点工業団地は分譲面積43.3haに対して分譲済面積12.8ha（リース面積1.2haを含む）で、分譲率は29.6%に留まっている。

また、ソフトビジネスパーク島根は分譲面積26.2haに対して分譲済面積5.9ha（リース面積3.1haを含む）で、分譲率は22.8%に留まっている。

については、企業立地促進法に基づき平成19年12月に国から同意を受けた「島根県の企業立地促進基本計画」に定めるIT関連産業、機械金属産業、食品関連産業や島根県産業振興プログラム重点領域の環境・エネルギー関連産業などしまね産業活性化戦略会議で定められた指定誘導業種について重点的に企業誘致を行うとともに、今後とも益田市・松江市と積極的な誘致活動を展開し、分譲の促進に努められたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団 体 名	(財)島根県暴力追放県民センター	所 管 課	組織犯罪対策課
----	-------	------------------	-------	---------

1 団体の設立

(1) 時期 平成4年5月11日（経過年数：15年）

(2) 目的

県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により暴力団を追放し、もって「安全な暮らしの確保」の実現に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 300,000千円（県出資比率：70%）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体の認知度の向上について

団体の役割の一つとして、県民が暴力事件等に遭遇した場合に気軽に相談にのるという業務があるが、相談機関としての存在が十分に認知されていないこともあり、相談件数はここ5年間は横ばいとなっている。また、団体の認知度を高めて賛助会員の拡大を進めることは、会費収入の増加による経営の安定、事業の拡大にもつながるものである。

団体においては、インターネットのホームページの活用、「協会だより」の発行などの広報活動を行っているが、さらにキャンペーン活動の実施やマスコミ等を通じて積極的に広報を行い、団体の認知度を高めることにより、相談機会の増加及び賛助会員の拡大に取り組みたい。

役員会における本人出席率の向上について

平成18年度における評議員会及び理事会の役員の本人出席率は平均37%と低いものとなっている。暴力追放活動を県民総参加の運動とするためには、より多くの役員が出席して幅広い立場から議論することが重要である。

については、役員会における本人出席率が向上するよう取り組みたい。

19	団 体 名	(財)しまね海洋館	所 管 課	地域政策課
----	-------	-----------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 9 年 4 月 30 日 (経過年数 : 10 年)

(2) 目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円 (県出資比率 : 100%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 しまね海洋館 (アクアス)

イ 指定管理業務の内容

- ・ しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・ 水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・ しまね海洋館の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成17年度～平成21年度

エ 指定管理料 193,000千円 (平成18年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

修繕の取扱いについて

協定書第17条に規定されている修繕等の費用負担について、県で行うこととしている1件10万円を超える修繕の一部が指定管理者の負担で実施されていた。

については、県と指定管理者の役割分担を踏まえ、十分な連絡・調整を図るとともに修繕の実施状況の把握や実施に遺漏が生じないよう留意されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団 体 名	(財)しまね女性センター	所 管 課	環境生活総務課
----	-------	--------------	-------	---------

1 団体の設立

(1) 時期 平成10年10月12日(経過年数: 9年)

(2) 目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円(県出資比率: 89.2%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 男女共同参画センター(あすてらす)

イ 指定管理業務の内容

- ・ センターの施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・ センターの施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- ・ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 島根県女性相談センター西部分室、島根県立中部情報化センター及び島根県西部県民センター県央事務所の施設設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成17年度~平成19年度

エ 指定管理料 89,454千円(平成18年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

21	団 体 名	(財)島根県文化振興財団 (県民会館) (芸術文化センター) (八雲立つ風土記の丘)	所 管 課	文化国際課 " " 文化財課
----	-------	---	-------	-------------------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 9 年 3 月17日(経過年数: 10年)

(2) 目的

多彩な文化・交流を含む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円（県出資比率：100%）

(2) 公の施設の指定管理

ア 県民会館

㊦ 指定管理業務の内容

- ・ 会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

㊧ 指定期間 平成17年度～平成21年度

㊨ 指定管理料 214,000千円（平成18年度）

イ 芸術文化センター（グラントワ）

㊦ 指定管理業務の内容

- ・ センター施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・ 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

㊧ 指定期間 平成17年度～平成21年度

㊨ 指定管理料 324,049千円（平成18年度）

ウ 八雲立つ風土記の丘

㊦ 指定管理業務の内容

- ・ 資料館の入館料徴収に関する業務
- ・ 風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・ 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

㊧ 指定期間 平成17年度～平成21年度

㊨ 指定管理料 57,273千円（平成18年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

芸術文化センターの指定管理について

芸術文化センターは美術館と芸術劇場の二つの施設から成っており、美術館の企画・展示業務を県職員が行っており、それを除いた部分の全てが指定管理の対象となっている。

今のところ、業務分担で特に問題となっていることはない。ただ、美術館の企画展の前売り券の販売業務及び広報は指定管理業務となっているが、美術館の観覧料は団体の収入ではなく県の収入となっている。そのため、販売や広報に努力をして入館者が増加しても指定管理者の収入増に結びつかないという仕組みとなっている。

については、団体の努力が収入の増加に反映できるような指定管理の方法について検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のホームページの適切な更新について

団体は島根県情報公開条例第35条に規定する法人に指定されており、積極的な情報公開が求められているが、団体のホームページに掲載されている経営評価報告書等が適切に更新されていない。団体の現状を明らかにするため、最新の情報を公開するように努められたい。

22	団 体 名	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	所 管 課	自然環境課
----	-------	--------------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 3 年 7 月 1 日 (経過年数 : 16年)

(2) 目的

島根県が整備する三瓶自然館及び三瓶地区にあるその他の自然公園施設の管理を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、自然保護に関する普及啓発事業を通じ自然保護の大切さを広く県民に訴え、もって自然環境の保全に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 50,000千円 (県出資比率 : 71.4%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 三瓶自然館 (サヒメル) 及びその附属施設
(北の原フィールドセンター、三瓶小豆原埋没林公園、ふれあいの里奥出雲公園、北の原野営場)

イ 指定管理業務の内容

- ・ 有料施設等の利用の許可に関すること
- ・ 三瓶自然館等の施設及び設備の維持管理に関すること
- ・ 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関すること
- ・ 環境学習の推進に関すること
- ・ 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関すること

ウ 指定期間 平成17年度 ~ 平成21年度

エ 指定管理料 304,500千円 (平成18年度)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団 体 名	島根県住宅供給公社	所 管 課	建築住宅課
----	-------	-----------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和40年12月 1 日 (経過年数 : 42年)

(2) 目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

- ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。
イ 出捐金額 10,000千円（県出資比率：100%）

(2) 補助金

- ア 補助金名 島根県特定優良賃貸住宅利子補給金

イ 内容

県民の多様な住宅需要に対応し、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、中堅所得者及び高齢者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するために、特優良認定事業者に対して、島根県特定優良賃貸住宅の建設に要する費用に係る住宅金融公庫からの融資額の利子の一部について利子補給を行う。

- ウ 補助金額 10,085千円

(3) 公の施設の指定管理

- ア 施設の名称 県営住宅（東部）

㊦ 指定管理業務の内容

- ・ 県営住宅の入居者の募集に関すること。
- ・ 県営住宅の家賃に関すること（家賃の収納業務を含む。）。
- ・ 入居者の保管義務に関すること。
- ・ 維持修繕に関すること（10万円未満の修繕工事執行を含む。）。
- ・ 土地建物及び共同施設等の財産管理に関すること。
- ・ 退去及び明け渡しに関すること。
- ・ 県営住宅の建替事業に関すること。
- ・ 改正条例の周知等に関すること。
- ・ 駐車場管理に関すること（使用料の収納業務を含む。）。

- ㊧ 指定期間 平成18年度～平成20年度

- ㊨ 指定管理料 73,620千円（平成18年度）

- イ 施設の名称 県営住宅（西部）

㊦ 指定管理業務の内容

上記アと同じ。

- ㊧ 指定期間 平成18年度～平成20年度

- ㊨ 指定管理料 43,110千円（平成18年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

- ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

- ア 改善等を要する事項

指摘事項

料金収納における領収書の取り扱いについて

- ・ 県営住宅駐車場の使用料の書き損じの領収書について、本書、控えともに「書損」と朱書きし、領収書綴りに残しておくべきところを、その本書が残されていないものが1件あった。（西部事務所）

- ・ 県営住宅駐車場の使用料の領収書（複写式）について、残された控えに納入者の指名や納入金の内容等は記載されているが、金額（総額）が記入されていないものが 2 件あった。（西部事務所）

24	団 体 名	（ N P O ）国際交流フラワー21	所 管 課	農畜産振興課
----	-------	---------------------	-------	--------

1 団体の設立

(1) 時期 平成15年 7 月 4 日（経過年数： 4 年）

(2) 目的

花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力あるまちづくりに寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 花ふれあい公園（しまね花の郷）

イ 指定管理業務の内容

- ・ 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関する業務
- ・ 展示物の展示計画の策定業務、展示物の調達及び維持管理に関する業務
- ・ 公園の使用料徴収に関する業務

ウ 指定期間 平成16年度～平成18年度

エ 指定管理料 84,000千円（平成18年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

施設への誘導について

施設へのアクセス道路は国道 9 号や国道184号からが主体であるが、誘導の看板はあるものの分かりづらい状況となっている。また、簸川南広域農道からもアクセス可能であるが誘導看板は設置されていない。平成21年度中には山陰自動車道の出雲インターチェンジ（仮称）からのアクセスも可能となる。

については、分かりやすい表示や誘導看板の設置について、関係機関と協議を進められたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

25	団 体 名	（ 財 ）ホシザキグリーン財団	所 管 課	水産課
----	-------	-----------------	-------	-----

1 団体の設立

(1) 時期 平成 2 年 5 月30日（経過年数： 17年）

(2) 目的

野生動植物の保護繁殖に関する事業及びこれに資するための関連事業を実施し、もって人と自然との調和した自然環境の保全に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 宍道湖自然館（ゴビウス）

イ 指定管理業務の内容

- ・ 宍道湖自然館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関連するものの展示及び調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供に関する業務
- ・ 観覧料に関する業務

ウ 指定期間 平成17年度～平成21年度

エ 指定管理料 103,100千円（平成18年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

施設・設備の管理について

施設のメンテナンスを行うための地下ピットに滞水が発生し、施設・設備の管理業務に大きな支障を生ずるおそれがある。施設設置者として、早急に原因を調査のうえ適切な対応を行い、施設の保全を図られたい。

また、展示機器の長期故障や管理機器の老朽化など運営上放置できない設備面での問題が生じているので、来場者へのサービスが低下しないよう配慮されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

26	団 体 名	(財)島根県体育協会	所 管 課	保健体育課
----	-------	------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和46年 3 月24日（経過年数：36年）

(2) 目的

県内の体育、スポーツの振興に関する事業及び島根県教育委員会から委託を受けた事業を行い、県民の体力の向上に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県立武道施設（武道館、石見武道館）

島根県立体育施設（水泳プール、体育館、サッカー場）

島根県立ライフル射撃場

イ 指定管理業務の内容

- ・ 施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること
- ・ 施設等の維持管理に関すること
- ・ 施設を利用したスポーツの普及振興に関すること

ウ 指定期間 平成17年度～平成21年度

エ 指定管理料 334,199千円（平成18年度）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

修繕の取扱いについて

協定書第19条に規定されている修繕等の費用負担について、県で行うこととしている 1 件10万円を超える修繕の一部が指定管理者の負担で実施されていた。

については、協定書における県と指定管理者の役割分担を踏まえ、十分な連絡・調整を図るとともに、修繕の実施状況把握や実施に遺漏が生じないように留意されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

別表 1 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規程

地方自治法第199条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出 資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関から融資を受ける際、普通地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証するいわゆる、債務保証契約が結ばれているもの
公の施設管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出、公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知、公表

監査結果報告に対し、議会、知事、委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表2 監査実施年月日

	団 体	実 施 年 月 日
1	(学法)同志舎	平成19年11月15日
2	(財)島根県私学退職金財団	平成19年11月22日
3	(社)島根県旅客自動車協会	平成19年11月6日
4	(社福)しらゆり会	平成19年11月12日
5	(社福)おおつか福祉会	平成19年11月13日
6	(社福)山陰家庭学院	平成19年11月20日
7	(社福)ほのぼの会	平成19年11月13日
8	島根県歯科技術専門学校	平成19年11月20日
9	(社)島根県野菜価格安定基金協会	平成19年11月7日
10	(社)島根県水産振興協会	平成19年11月20日
11	浜田港振興会	平成19年11月15日
12	島根県中小企業団体中央会	平成19年11月6日
13	出雲商工会議所	平成19年11月7日
14	(財)島根ふれあい環境財団21	平成19年11月6日
15	(社)島根県林業公社	平成19年11月22日
16	島根県信用保証協会	平成19年11月20日
17	島根県土地開発公社	平成19年11月20日
18	(財)島根県暴力追放県民センター	平成19年11月20日
19	(財)しまね海洋館	平成19年11月15日
20	(財)しまね女性センター	平成19年11月14日
21	(財)島根県文化振興財団	平成19年11月6日、15日、22日
22	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	平成19年11月14日
23	島根県住宅供給公社	平成19年11月14日
24	(NPO)国際交流フラワー21	平成19年11月7日
25	(財)ホシザキグリーン財団	平成19年11月7日
26	(財)島根県体育協会	平成19年11月22日

注 所管課については、平成19年12月17日から12月21日まで書面監査により実施した。